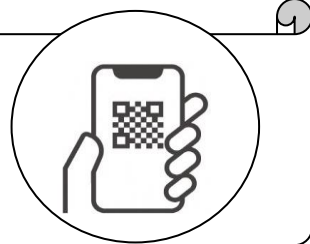


小児慢性特定疾病医療費助成制度と 静岡県・市町のサービス



※詳しくは、QRコードを読み取っていただくか、掲載している電話番号にお問合せください。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

県 御殿場保健所 福祉課
(0550-82-1222)

小児慢性特定疾病に罹患しており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の児童(継続は20歳未満)に対し、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象疾患は、「小児慢性特定疾病情報センター」のHPを御覧下さい。

また、必要な書類は静岡県または下の御殿場保健所のホームページからダウンロードできます。



1. 自己負担額について

項目	内容
自己負担割合	2割
自己負担上限月額(※)	「世帯(同じ医療保険に加入している家族)」の課税額に応じて上限額を算定します
入院時の食費	2分の1自己負担
同一世帯に複数対象者がいる場合	「世帯」内による対象者の状況により自己負担上限月額を軽減します

※自己負担上限月額について

- ・保険証や世帯員の変更がある場合、保健所にて変更手続きが必要です。
- ・受給者証に登録している指定医療機関であれば、薬局や訪問看護ステーションについても、自己負担上限額の範囲内の負担となります。



2. 償還払いについて

申請から受給者証がお手元に届くまでの間に受給者証に登録した指定医療機関を受診し、医療機関の窓口等で自己負担金をお支払いした方は、自己負担金が戻る場合があります。必要な書類は、御殿場保健所のホームページからダウンロードできます。



3. こども医療費助成制度による払い戻しについて

市町で実施しているこども医療費助成制度の対象者は、自己負担金を医療機関にお支払い後、各市町の窓口にて手続きを行うと、自己負担金が還付される場合があります。詳細は、お住まいの市町にお問合せください。



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

県 御殿場保健所 福祉課
(0550-82-1222)

療育相談	日常生活の相談や、福祉制度の紹介等に関する相談に応じます。
患者・家族交流会	年に1~2回の交流会を保健所で実施しています。
講演会 (当事者・支援者向け)	今注目されている話題や、支援者に向けての勉強会、患者家族に向けての講演会を実施しています。

※詳しくは、管内保健所に御確認ください。

特定医療費(指定難病)助成制度

県 御殿場保健所 医療健康課
(0550-82-1224)

年齢や疾病の程度において、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象から外れる場合でも、特定医療費(指定難病)助成制度の対象になる場合があります。詳しくは「難病情報センター」または「静岡県」のホームページを御確認ください。



医療的ケアに関する相談窓口

県 静岡県医療的ケア児等支援センター
(054-204-1380)

専門の相談員が医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な相談に対応しています。

<相談受付> 平日の午前10時から午後4時まで

<ファクス> 054-204-1385

<メール> shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp



県立学校医療的ケア児就学支援事業

※利用時は、
就学している学校に御相談ください。

実施主体	県(県教育委員会)
対象者	県立学校に通う児童生徒
支援内容	通学時・在校時の支援
費用負担	なし(訪問看護師利用料は、県が負担。車両代は、就学奨励費で対応)
回数制限	訪問看護事業所の事情による
利用条件	通学時の支援 登下校時に医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できないもののうち、保護者の付添いが困難なもの。 在校時の支援 人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのあるもの

御殿場市・小山町が窓口の福祉制度

市町

御殿場市

社会福祉課 (0550-82-4238)



小山町

社会福祉課 (0550-76-6661)



1. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療給付認定を受けている児童で利用条件にあてはまる方は、日常生活用具の給付が受けることができます。詳しくは、小児慢性特定疾病情報センター及び各市町のホームページを御確認ください。



2. 障害者手帳

以下、3種類の手帳があります。手続き等における詳細は、市町にお問合せください。

- (1) 身体障害者手帳…… 身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。
- (2) 療育手帳…… 児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳です。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳…… 一定程度の精神障害の状態にある方に交付される手帳です。

3. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害になったときに、残された障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。詳細は、市町にお問合せください。

4. 重度障害者に関する医療費の助成

重度の障がいのある方を対象に、医療費の助成を行う制度です。対象者の条件等は、市町のホームページを御確認ください。

5. 障害児福祉手当

日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障害児に支給される手当です。詳細は、市町にお問合せください。

6. 特別児童扶養手当

身体、知的もしくは精神に重度または中度以上の障害のある20歳未満のお子さんを監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。詳細は、市町にお問合せください。

7. 自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象の条件等は、市町にお問合せください。

災害時

災害時の備えはしてありますか。

災害時、医療的ケアが必要、内服薬が必要な人には災害に備えて余分に持っておくなど通常よりも準備するものが多いです。詳しくは**防災のチラシ**を御覧ください。



御殿場市・小山町の相談窓口

	課名・施設名	電話番号 (0550-)	業務内容
御殿場市	社会福祉課 (市役所)	82-4238	障害者手帳、福祉サービス、福祉用具、手当など
	子育て支援課 (市役所)	82-4124	児童手当、こども医療費、障害児通所支援、子育て相談、虐待・女性相談など
	学校教育課 (市役所)	82-4534	小中学校児童生徒の教育上の相談・就学支援など
	保育幼稚園課 (市役所)	82-4126	保育園・幼稚園・こども園の入園案内など
	健康推進課 (保健センター)	82-1111	乳幼児の相談・健診・予防接種など
	発達相談センター	70-3170	家族や児の発達に関する相談など
	ごてんば・おやまファミリーサポートセンター (ふじざくら)	88-5200	子育てサポートなど
小山町	社会福祉課 (町役場)	76-6661	社会福祉、障害福祉など
	学校教育課 (町役場)	76-6122	小中学校児童生徒の教育上の相談・就学支援など
	こども未来課 (町役場)	76-6126	こども園、放課後児童クラブ、児童手当など
	健康増進課 (健康福祉会館)	76-6668	乳幼児の相談・健診・予防接種、こども医療費など

患者・家族会

全国心臓病の子どもを守る会
(静岡県支部ホームページ)



公益財団法人 がんの子どもを守る会
(全国ホームページ) (静岡支部 Facebook)



認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク
(ホームページ)



第1版 令和6年3月発行

<編集・発行>

静岡県御殿場保健所 (御殿場健康福祉センター)

福祉課 母子保健担当

電話 : 0550-82-1222